

④現金支給に係る職員の給与が給与資金前
渡職員口座に滞留し、支給が遅延してい
たものがあった。

⑤児童手当について、児童手当の支給事由
が消滅したものと確認し、職権に基づき
手当の支給を終了していたが、児童手当
事務取扱要領第10条に定める支給事由
消滅通知書の作成及び受給者への交付を
行っていないかった。

防ぐ。
④（発生原因の検証結果）
事前に現金支給の有無の確認を徹底してい
なかったため、発生したものである。
（今後の対応策等）
職員給与の現金支給分の支給が遅延してし
まったことについては、事前に必ず明細書を
打ち出し、現金の支給の有無を確認すること
を徹底する。
⑤（発生原因の検証結果）
職権に基づく手当給付終了時に行う事務処
理についての認識不足から、支給事由消滅通
知書の作成及び受給者への交付を行っていな
かった。
（今後の対応策等）
支給事由消滅通知書の作成及び受給者への
交付を行っていないかったことについては、支
給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付
を行った。今後は受給者台帳を定期的に確認
することで、作成、交付漏れ確認することに
より事務処理漏れを防ぐ。

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月13日、12月18日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 警察署の財務審査は署内のみで行われて いるが、消耗品の支出において、誤った債 権者に支払われ正当な債権者への支払いが 遅延したものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 支出する際の支出命令書チェック表等に よる点検・確認が不十分であった。 (今後の対応策等) 直ちに正当な債権者への支払いを行うなど の是正を図った。 今後は、担当職員へ支払遅延に対する指 導・教養を実施するとともに、支出命令書チ ェック表に基づく複眼的な点検・確認を徹底 するなど、チェック体制の強化を図り、再発 防止に努める。</p>

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和元年10月～令和2年8月
監査実施日	令和2年11月13日、12月18日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 秋山駐在所の分電盤に上野原市消防署秋 山出張所車庫の電気配線が接続されてお り、支払う必要のない電気料が支払われて</p>	<p>1) (今後の対応策等) 直ちに上野原市で電気配線の分離工事を 行い、正常な状態とした。</p>

いた。

また、駐在所分として支払っていた消防署
車庫の電気料金については、上野原市に請求
を行い、令和3年2月12日に納付された。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和3年3月3日発行（山梨県公報号外第4号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人	山梨県農業振興公社
所管部(局)課	農政部	担い手・農地対策課
監査実施日	令和2年10月8日、9日	11月6日
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項)</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 就農支援資金貸付金 2,910,500円 先数3件</p>		<p>1 (発生原因の検証結果) 長期未収金は就農支援資金を貸付けた農業者の返済金の滞納によるもので、滞納の原因は、当該農業者の農業経営の失敗により、返済源資が農業で得られなかったことによる。 (措置の対応状況等) 担当者が延滞者に対し、催促を行い分納で回収している。また、催促に応じない延滞者に対しては少額訴訟し回収した。 現在、新規貸付を行っていないことから、残存する債権の管理を適切に行うとともに引き続き回収に努めていく。 ※令和3年2月末現在 未収金残高 2,403,000円</p>
<p>2 総勘定元帳の日付と預貯金からの出金日は一致しなければならぬが、総勘定元帳及び出金伝票の日付が、普通預金からの出金日と相違しているものがあつた。</p>		<p>2 (発生原因の検証結果) 出金伝票の入力内容が総勘定元帳に反映されるシステムを利用しているが、出金伝票を起票する際、支払行為の決裁日で日付を処理したことから、総勘定元帳及び出金伝票の日付が預貯金の出金日と相違した。 (措置の対応状況等) 出金伝票を起票する時は、根拠となる通帳のコピーを添付することにより預貯金からの出金日を確認し、出金伝票の日付との整合を図るよう職員に周知した。 (再発防止策) 出金伝票の起票時において根拠書類の添付を徹底するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>3 シニア世代就農促進セミナーの会場使用料支払に係る資金前渡において、普通預金から出金した日以降、職員が受領・支払するまで現金化された状態であつたが、会計規程第8条第1項に定められた現金出納帳が作成されていないがあつた。</p>		<p>3 (発生原因の検証結果) 予定していたセミナーが台風の影響で延期されたことにより、前渡資金(現金)を保管するという状態が生じたが、特殊な事例であつたため、現金出納帳を作成していないがあつた。</p>

<p>4 会計規程第38条第1項に「契約の事務手続きは、山梨県財務規則の規定に準じて行うものとする。」と定められているが、契約書に次のとおり不備があつた。 ①単価契約において、違約金算出に必要な予定数量が記載されていないものがあつた。 ②支払遅延防止法に定める遅延利息の利率や条項の記載内容が相違しているものがあつた。 ③山梨県暴力団排除条例に基づき契約解除条項及び違約金条項が記載されていないものがあつた。</p>	<p>(措置の対応状況等) 現金出納帳を作成した。 (再発防止策) 普通預金から出金した日に前渡資金の支払が行われなかった場合には、速やかに現金出納帳に記載するよう職員に周知するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>4 (発生原因の検証結果) 山梨県財務規則に規定されている契約書に記載すべき事項やその他関係法令を把握していなかったため、不備が生じた。 (再発防止策) 今後、契約書を作成する際には、山梨県財務規則やその他関係法令を踏まえた上で、必要な事項が記載されているか十分に確認を行うとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	

監査対象団体	公益財団法人	山梨県下水道公社
所管部(局)課	国土整備部	都市計画課下水道室
監査実施日	令和2年10月14日	11月27日
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項)</p> <p>1 退職した臨時職員に係る時間外割増賃金に対する雇用保険料が徴されていないあつた。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果) 退職し、雇用保険被保険者資格喪失後に支給された賃金であったため、雇用保険料の徴収は不要であるとの誤った認識をしていた。 (措置の対応状況等) 監査後、当該職員の年間雇用保険料を再度計算し、不足分の雇用保険料を追加徴収した。 (再発防止策) 雇用保険制度に対し理解を深めるとともに、退職時における事務処理事項の整理を行う等、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>2 県外旅行に係る旅費において、旅行雑費が支払われていないものがあつた。</p>		<p>2 (発生原因の検証結果) 旅費規程の運用に対する認識に誤りがあつた。 (措置の対応状況等) 未払分旅費について、支給を行った。 (再発防止策) 旅費規程の運用に対する理解を深めるとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理</p>

<p>3 財務規程第 49 条第 1 項に「収入の誤納又は過納となった金額の払戻しをしようとするときは、れいい出何を作成し、出金伝票を発行するとともにその余白に「収入金れいい出」と朱記しなければならぬ。」と定められているが、責任技術者認定事業における過誤納金について、れいい出向ではなく通常の執行向が起票されており、出金伝票への「収入金れいい出」の記載もされていなかった。</p>	<p>に努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 財務規程を十分に理解していなかった。 (措置の対応状況等) 今年度、同様に発生した過誤納金については財務規程に則りれいい出何を作成するとともに、出金伝票に「収入金れいい出」と記載した。 (再発防止策) 今後は、財務規程を遵守するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
--	--

<p>監査対象団体 山梨県住宅供給公社</p>	
<p>所管部 (局) 課 県土整備部 建築住宅課</p>	
<p>監査実施日 令和 2 年 11 月 5 日、6 日</p>	<p>12 月 24 日</p>
<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>	

<p>(指導事項) 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 一般賃貸住宅管理事業未収金 3,571,345 円 貸借勘定関連未収金 13,388,096 円 抵当権抹消費立替金 5,693 円 家賃差押費用立替金 103,500 円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 一般賃貸住宅管理事業未収金は、公社賃貸住宅の入居者及び退去者の未収家賃である。 貸借勘定関連未収金は、果嘗住宅入居者の退去時の修繕費用である。過去、一括払いで済ませる者が多く、過去、一括払いで済ませる者に対して分割納付を認めていたが、住所不明になるなど回収が困難となっていた。 また、発生から15年以上経過しており、回収が困難となっているものである。 (措置の対応状況等) 一般賃貸住宅管理事業未収金については、督促の継続など厳しい債権管理を行っており、こうした取り組みの結果、未収金額は減少している。 ※令和 3 年 3 月 1 日現在未収金残高 3,081,025 円 貸借勘定関連未収金については、令和元年度に「退去者負担修繕未収金に関する取扱要領」を定め、督促、居住地再調査などの取り組みを進めている。 これにより、令和2年6月までに居住地再調査を行った者のうち、29名が居住不明者に該当したことから、公社財務規定第39条(欠損処分)に基づき、3,026,682円は不納欠損処理を行った。 ※令和 3 年 3 月 1 日現在未収金残高 10,341,414 円</p>
--	---

<p>2 山梨県営住宅等管理業務仕様書において、一般修繕業務については山梨県営住宅設置及び管理条例第19条第1項及び別表負担区分表に基づき負担区分を適切に判断して処理するとされ、当該負担区分表において入居者負担とすべき修繕と管理者負担とすべき修繕とを区分している。しかし、当該負担区分表において経年劣化による修繕であっても入居者負担に区分されている換気扇修繕を、実際の運用上は管理者負担としていたものが複数あり、区分表の定めと実際の運用に不整合が生じていた。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 山梨県営住宅等管理業務仕様書における一般修繕業務の換気扇の修繕については、果嘗住宅が設置された当初は換気扇が台所しかなかった状態であり、その後、浴室、トイレにも設置がされていた。 これにより、当初から区分表の換気扇は台所という解釈がなされていたこともあり、トイレの換気扇の修繕は公社負担の一般修繕としていた。 (措置の対応状況等及び再発防止策) 所管課と協議を行い、負担区分表の見直しを行った。今後は、区分表の定めと実際の運用に齟齬が生じないように定期的に確認を行う。</p>
<p>3 果嘗住宅等退去修繕等実施要綱第5条第7号に「公社は、修繕完了後に指定業者から発注書を受領したときは、遅滞なく検査を行うものとする」と定められているが、発注書に履行確認した旨が記載されていないものがあった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 修繕業務においては、発注書を修繕完了後に受領した後、必ず完了検査を行っているが、職員が記載を失念してしまっていた。 (措置の対応状況等) 修繕が完了し、発注書を受領し次第、複数の職員により、確認作業を行うこととした。 (再発防止策) 複数の職員がチェックし、誤りのないよう再発防止に努める。</p>
<p>4 遊具撤去補修工事において、元請業者が排出事業者として建設廃棄物の処理を実施</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 遊具撤去補修工事における産業廃棄物の処</p>

<p>しているが、山梨県住宅供給公社財務規程第111条で、工事契約に関しては山梨県の契約関係規則等によるとされており、建設副産物処理基準に基づき、発注者として委託契約書及びマニフェスト等により処理の確認をするべきところ、マニフェスト等による確認が行われていないものがあつた。</p>	<p>理について、一部の工事において処理確認が十分であつた。 (措置の対応状況等) 産業廃棄物が発生した工事においては、その処理が適正に行われたかどうか、必要な書類において確認を徹底する。 (再発防止策) 産業廃棄物の処理確認における必要書類を再確認し、不足書類がないよう再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県機器移植財団
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	令和2年10月21日
監査の結果	謹じた措置(又は今後の方針等)

<p>(指導事項) 1 経理規程第19条第1項に「金銭を収納した時は、理事長が特に認めた場合のほか、日々銀行に預け入れ支出に充ててはならない。」と定められているが、献腎登録HLA検査料に係る受取負担金について、現金収納後に金融機関への預け入れなどの収納処理が行われず、経常経費の現金支払いに充てられていた。 2 都道府県支援事業費助成金について、未収金として計上されていた。 3 献腎登録HLA検査料について、未払金として計上されていた。 4 公益法人会計基準に基づき、正味財産増減計算書内訳表において、会計を公益事業会計</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 経理規程をしっかりと把握していなかったため、誤った会計処理をしてしまつていた。 (措置の対応状況等) 令和2年11月からは、現金出納後に金融機関に預け入れ、適正に処理している。 (再発防止策) 今後は、事務局内でのチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。 2 (発生原因の検証結果) 会計処理において認識が誤つていたことによる。 (措置の対応状況等) 令和2年度の会計から適正に処理している。 (再発防止策) 今後は、会計処理をしっかりと把握し未収金として計上する。また、事務局内でのチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。 3 (発生原因の検証結果) 会計処理において認識が誤つていたことによる。 (措置の対応状況等) 令和2年度の会計から適正に処理している。 (再発防止策) 今後は、会計処理をしっかりと把握し未払金として計上する。また、事務局内でのチェック体制を強化し、適正な会計処理に努める。 4 (発生原因の検証結果) 公益法人会計基準をしっかりと把握していな</p>
--	--

<p>と法人会計に区分しているが、総勘定元帳が会計ごとに作成されていなかった。</p>	<p>かつたため、総勘定元帳については内訳表を作成していなかった。 (措置の対応状況等) 令和2年度の決算書から総勘定元帳の内訳表も作成する。 (再発防止策) 今後は、決算書作成時に総勘定元帳の内訳表も作成し、事務局内でのチェック体制も強化する。</p>
---	---

監査対象団体	株式会社 山梨食肉流通センター
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	令和2年10月27日 12月23日
監査の結果	謹じた措置(又は今後の方針等)

<p>(指導事項) 1 経理会計規程第49条第2項に「実地棚卸は、『実地棚卸実施要領』により実施する。」と定められているが、当該実施要領が作成されていなかった。 2 貸借対照表の流動資産として計上されている貸倒引当金について、経理会計規程第72条の「引当金の計上基準」に規定されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 『実地棚卸実施要領』が既に作成されていると、誤った認識をしていたことによる。 (措置の対応状況等) 棚卸の担当者を行い、実状を考慮した上で要領を作成する。 (再発防止策) 規程の作成状況の確認を徹底する。 2 (発生原因の検証結果) 経理会計規程の内容を十分に理解していなかったことが原因である。 (措置の対応状況等) 規程の改定については、取締役会の決議が必要なため、規程を修正後、取締役会へ提出する。 (再発防止策) 規程管理担当者が内容を再度確認し、不足な事項があれば、随時追加する。</p>
---	--

<p>(意見) 取引先との契約に際し、担保措置として提出を受けた定期預金証書等のうち、前回監査に引き続き質権の設定がされていないものが複数あつた。 売上債権の回収不能リスク回避のため、質権の設定又はその他の方策の検討により、更なる売上債権の保全に努められたい。</p>	<p>売上債権回収不能リスクに備えるため、今後、新たな売買契約を締結する際には、取引信用保険への加入を条件とすることで担保していく。</p>
---	--